

○ 内閣府、総務省、法務省、省令第一号
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、防衛省

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年六月二十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

総務大臣 佐藤 勉

法務大臣 森 英介

外務大臣 中曾根弘文

財務大臣 与謝野 馨

文部科学大臣 塩谷 立

厚生労働大臣 阪添 要一

農林水産大臣 石破 茂

経済産業大臣 二階 俊博

国土交通大臣 金子 一義

環境大臣 斎藤 鉄夫

防衛大臣 浜田 靖一

温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、令
厚生省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省

二号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

目次中「第二十一条」を「第二十条の二」に改める。

第一条第一号中「特定排出者のうち特定輸送排出者以外の」を「令第五条第一号及び第六号から第十一号までに掲げる」に改め、同条に次の三号を加える。

三 「特定事業所」とは、令第五条の一に掲げる事業所をいう。

四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するためには特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条第一項中「六月末日」を「七月末日」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「特定事業所に係る」を削り、「特定事業所における主たる」を「特定事業所排出者に係る」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第六号」を「第二項第五号及び第三項第四号」に、「特定事業所」を「特定事業所排出者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定事業所が主たる事業として行う」を「特定事業所排出者が」に、「又は主たる事業として行う」を「又は」に

、「が設置されている事業所である」を「を設置している」に、「前項第五号」を「第二項第四号及び前項第三号」に改め、「報告」の下に「（同号に掲げる事項の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に限る。）」を加え、「算定省令第二条第二項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「行う」の下に「特定事業所に係る」を、「第三号」の下に「から第九号まで」を加え、「当該特定事業所排出者が令第五条第一号に掲げる者以外の者である場合に限り、第五号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第六号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十一号までに掲げる者（常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）である」を、「それぞれ当該特定事業所が令第五条の二第一号から第七号までに掲げる事業所に該当する」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 特定事業所の名称及び所在地

第四条第二項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「における」の下に「特定事業所の」を加え、「（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以

下「省エネルギー法」という。）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第六号中「における」の下に「特定事業所の」を加え、同号を同項第四号とし、同項第七号中「における」の下に「特定事業所の」を加え、同号を同項第五号とし、同項第八号中「における」の下に「特定事業所の」を加え、同号を同項第六号とし、同項第九号中「における」の下に「特定事業所の」を加え、同号を同項第七号とし、同項第十号中「における」の下に「特定事業所の」を加え、同号を同項第九号とし、同項第八号とし、同項第十一号中「における」の下に「特定事業所の」を加え、同号を同項第九号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項

(特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。)は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十一号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十一号までに掲げる者である場合に限り、第十二号に掲げる事項については当

該特定事業所排出者が算定割当量又は国内認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 特定事業所排出者において常時使用される従業員の数
- 三 特定事業所排出者において行われる事業
- 四 直近の算定排出量算定期間ににおけるエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- 五 直近の算定排出量算定期間ににおける二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）の温室効果ガス算定排出量
- 六 直近の算定排出量算定期間ににおけるメタンの温室効果ガス算定排出量
- 七 直近の算定排出量算定期間ににおける一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- 八 直近の算定排出量算定期間ににおけるハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量
- 九 直近の算定排出量算定期間ににおけるパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

十 直近の算定排出量算定期間ににおける六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

十一 直近の算定排出量算定期間ににおける調整後温室効果ガス排出量

十二 算定割当量の合計量及び国内認証排出削減量の種別ごとの合計量

第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 前条第二項第十一号及び第十二号に掲げる事項の報告は、算定割当量の種別、数量、識別番号その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項の規定による説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

第五条第一項中「令第六条第一項第一号イ及び別表第七から別表第十二までの下欄に定める算定方法又は算定省令第二条第一項から第五項まで及び第三条から第八条までに定める係数と異なる」を「次に掲げる」

に改め、同項に次の各号を加える。

一 令第六条第一項第一号イ(1)及び(3)並びに別表第七から別表第十二までの下欄に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

二 算定省令第二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第三条から第八条までに定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

三 算定省令第二条第四項に定める係数

第五条第三項中「特定事業所に係る」を削り、「特定事業所における主たる」を「特定事業所排出者に係る」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め)

第五条の二 法第二十一条の二第二項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる加盟者が設置する事業所において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素 次に掲げる事項

イ エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

口 空氣調和設備、冷凍機器若しくは冷藏機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

二 前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス 次に掲げる事項

イ 温室効果ガス（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素を除く。口において同じ。）の排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

ロ イの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、令別表第七から別表第十二までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

2 連鎖化事業者と加盟店との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項各号に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に当該各号の定めがあるものとみなす。

第六条第一項中「六月末日」を「七月末日」に改め、同項第二号中「第四条第二項第五号から第十一号まで」を「第四条第二項第四号から第十号まで及び同条第三項第三号から第九号まで」に、「同項第九号及び第十号」を「同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号」に改め、「合計量」の下

に「又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十二号に掲げる事項」を加え、同条第二項中「特定事業所に係る」を削り、「特定事業所における主たる」を「請求に係る」に改める。

第七条を次のように改める。

(権利利益の保護請求に係る温室効果ガス算定排出量の合計量)

第七条 法第二十一条の三の主務省令で定める合計した量は、次のとおりとする。

一 特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定に基づき報告される事項にあつては、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を当該特定事業所排出者に係る事業ごとに合計した量

二 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十一条の二第一項の規定に基づき報告される事項にあつては、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を当該特定事業所ごとに合計した量

2 前項第一号に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十一条の四第一項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第二項第四号から第十号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項及び第四

項に規定する場合は、この限りでない。

3 前項に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十一条の四第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該量を合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

4 前項に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十一条の四第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、第二項に定めるところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもつて行うものとする。

5 第一項第二号に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十一条の四第一項の規定による特定事業所排出者の特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第三項第三号から第九号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項及び第七項に規定する場合は、この限りでない。

6 前項に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十一条の四第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該量を合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

7 前項に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十一条の四第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、第五項に定めるところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもつて行うものとする。

8 法第二十一条の四第二項第二号に掲げるところにより行う同条第一項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量及び前各項に定めるところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものの通知と併せて行うものとする。

第八条中「第四条第二項第五号から第十一号までに掲げる量について、それぞれ次の各号に掲げる項目」を「第四条第二項第四号から第十号までに掲げる量については企業その他の事業者（国及び地方公共団体を

含む。以下同じ。）及び業種ごとに、同条第三項第三号から第九号までに掲げる量については都道府県に改め、同条各号を削る。

第十条の次に次の二条を加える。

（特定事業所排出者に係る調整後温室効果ガス排出量の集計の方法）

第十条の二 特定事業所排出者に係る調整後温室効果ガス排出量の集計は、企業その他の事業者ごとに集計することによつて行うものとする。

第十二条第一項中「、第二号及び第四号」を「及び第三号並びに同条第三項第一号及び第二号」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改め、同項の表中「第五条第一項」を「第四条の二第一項及び第二項並びに第五条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に、「第五条第三項」を「第四条の二第三項、第五条第三項」に改め、「主たる」を削り、同条第三項の表中「第五条第一項」を「第四条の二第一項及び第二項並びに第五条第一項」に、「第五条第三項」を「第四条の二第三項、第五条第三項」に、「第六項第二項」を「第六条第二項」に改め、「主たる」を削り、「第四条第二項第二号」を「第四条第二項第一号及び第三項第一号」に、「六月末日」を「七月末日」に

、「及び第二号」を「及び第三項第一号」に改める。

第十四条第一項中「令第六条第一項第一号ロ及びハ並びに算定省令第九条第一号に定める算定方法又は算定省令第二条第六項から第八項までに定める係数と異なる」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 令第六条第一項第一号ロ(1)及びハ並びに算定省令第九条第一号に定める算定方法と異なる算定方法
- 二 算定省令第二条第四項に定める係数
- 三 算定省令第二条第六項及び第七項に定める係数と異なる係数

第四章中第二十一条の前に次の二条を加える。

(調整後排出係数の公表)

第二十条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するため、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。

以下この条において同じ。）ごとに調整後排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であつて、電気事業者における算定割当量の取得及び管理口座への移転等を反映したもの）をいう。以下この条において同じ。）及び当該調整後排出係数を求めるために必要となつた情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出係数を公表するものとする。

第二十一条中「令第八条」を「令第二十条」に改める。

第二十三条の表中「特定事業所の所在地又は特定輸送排出者」を「特定排出者」に改める。

様式第一を次のように改める。

様式第1（第4条関係）

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

報告者 住 所 〒
(ふりがな)氏 名
(ふりがな)

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条の2第1項及び第2項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード							
特定事業者番号 (特定連鎖化事業者番号)							
特 定 排 出 者 の 名 称 (前回の報告における名称)							
所 在 地 (ふりがな)	〒 _____ 都道府県 市区町村						
商 標 又 は 商 号 等							
特定排出者の主たる事業				事業コード			
特定排出者の主たる事業を所管する大臣							
特定排出者において常時使用される従業員の数・							
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量	第1表、第2表及び別紙のとおり						
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)			1. 有		
	2. 無				2. 無		
担 当 者 (問い合わせ先)	部 署						
	(ふりがな) 氏 名						
	電 話 番 号						
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日	年 月 日				

- 備考 1 本報告書は、特定排出者ごとに作成すること。
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 3 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 4 特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 5 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 6 特定排出者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

- 7 特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従つて事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定排出者にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 8 特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
- 9 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第21条の3第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
- 10 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第21条の8第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 11 ※の欄には、記載しないこと。
- 12 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度： 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量				
		①エネルギー起源 CO ₂	②非エネルギー起源 CO ₂ (③を除く)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂	④メタン	⑤N ₂ O
	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配分前)		
1	特定排出者全体	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤ t-CO ₂
1	事業の名称	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤ t-CO ₂
1	細分類番号				⑨	
1	当該事業を所管する大臣					t-CO ₂
2	事業の名称	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤ t-CO ₂
2	細分類番号				⑨	
2	当該事業を所管する大臣					t-CO ₂
3	事業の名称	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤ t-CO ₂
3	細分類番号				⑨	
3	当該事業を所管する大臣					t-CO ₂

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

2 番号1から3までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3 ①～⑨の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）

③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

④ メタンの温室効果ガス算定排出量

⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑧ 六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

⑨ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）

4 ①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るもの）を除く。の合計量を記載すること。

(1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

- 5 ①の量に、備考の4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。
- 6 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
 - イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
 - ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
 - ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するため使用する用途
 - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 7 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 8 ⑨の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 9 ⑨の欄には、備考の4(1)に掲げる量を記載すること。
- 10 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用的合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑨の欄には記載する必要はないこと。

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t·CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t·CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t·CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第4表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の1及び第3表の2に記載すること。

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量及び国内認証排出削減量の量

種 別	合 計 量
1. 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 1 本表の1. の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット（法第2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。また、併せて、第5表の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。

2 本表の2. 以降の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。また、併せて、第5表の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、その種別ごとに記載すること。

第5表の2 京都メカニズムクレジットに係る情報

識別番号	移転日	移転した量
~		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日付を記載すること。
 2 本表に記載したすべての京都メカニズムクレジットについて、特定排出者が国の管理口座への移転を行ったことを確認するため、国別登録簿システムから入手できる「算定期割当量振替通知」を添付すること。

第5表の3 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	対象企業名 (特定排出者コード)	償却日	償却量
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定期に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 償却日の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、当該日付を記載すること。
 4 本表に記載したすべての国内認証排出削減量について、特定排出者が償却を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第6表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号	エネルギー管理指定工場等番号 (指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業	
				事業コード	事業の名称
1	(第 種)		〒		
2	(第 種)		〒		
3	(第 種)		〒		
4	(第 種)		〒		
5	(第 種)		〒		
6	(第 種)		〒		
7	(第 種)		〒		
8	(第 種)		〒		
9	(第 種)		〒		
10	(第 種)		〒		

- 備考 1 本表には、特定排出者が設置しているすべての特定事業所について必要事項を記載すること。
 2 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
 3 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 4 本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

		事業所番号	
事 業 所 の 名 称 (前回の報告における名称)			
所 在 地 (ふりがな)		都道府県	市区町村
事業所において行われる事業			
特 定 排 出 者 コ 一 ド		※	
都 道 府 県 コ 一 ド		事 業 コ 一 ド	
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく エネルギー管理指定工場等番号			
温 室 効 果 ガ 斯 算 定 排 出 量		別紙第1表のとおり	
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	1. 有 2. 無
担 当 者 (問い合わせ先)	部 署		
	(ふりがな) 氏 名		
	電 話 番 号		

- 備考 1 本別紙は、第6表に記載する事業所ごとに作成すること。
 2 事業所番号の欄には、第6表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 6 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、法第21条の3第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
 7 他の関連情報の提供の有無の欄は、法第21条の8第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 8 ※の欄には、記載しないこと。

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源 CO ₂ t-CO ₂	②非エネルギー起源 CO ₂ (③を除く) t-CO ₂	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂ t-CO ₂	④メタン t-CO ₂	⑤N ₂ O t-CO ₂
⑥HFC t-CO ₂	⑦PFC t-CO ₂	⑧SF ₆ t-CO ₂	⑨エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配分前) t-CO ₂	

備考 1 ①～⑨の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①及び③を除く。)
- ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
- ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑧ 六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- ⑨ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (発電所等配分前)

2 ①の欄には、次に掲げる量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 热の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

3 ①の量に、備考の2(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表にも必要事項を記載すること。

4 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。

- (1) 廃棄物の焼却 (当該廃棄物が燃料 (廃棄物を原材料とする燃料を除く。) に代えて燃焼の用に供される場合に限る。) 又は次に掲げる用途への使用

イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途

ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途

ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するため使用する用途

- (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

5 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

6 ⑨の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。

7 ⑨の欄には、備考の2(1)に掲げる量を記載すること。

8 本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑨の欄には記載する必要はないこと。

別紙第2表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
t-CO ₂ /kWh	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表に記載すること。

様式第11号「及び温室効果ガス算定排出量」のトド「又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第12号に掲げる事項」を別紙。

様式第11号「第一種エネルギー管理指定工場」又「第一種エネルギー管理指定工場等」と「第二種エネルギー管理指定工場」又「第二種エネルギー管理指定工場等」を別紙。

附 則

(施行期日)

1 ノの命令は、公布の日から施行する。ただし、第十一條第一項の改正規定（「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改める部分に限る。）及び様式第一の改正規定は平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 ノの命令による改正後の温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令（次項及び第四項において「新報告命令」という。）の規定は、平成二十一年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。

3 平成二十二年度における新報告命令第四条第一項及び第六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七月末日」とあるのは、「十一月末日」とする。

4 平成二十二年度における令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、令第二条各号に掲げるパーカルオロカーボン及び六ふつ化硫黄の報告に係る新報告命令第四条第二項第八号から第十号まで及び同条第三項第七号から第九号までの規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは、「直近の算定排出量算定期間又は平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」とする。